## 愛媛県新総合計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 本県の新しい総合計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、専門的及び総合的な立場からの意見を聴くため、愛媛県新総合計画策定会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、計画の基本的な在り方、主要な課題及び施策並び にその他計画の策定に必要な事項に関し、専門的な知見に基づき 総合的な立場から意見を述べる。

(組織)

- 第3条 会議は、知事が委嘱する委員13名以内をもって組織する。
- 2 会議に委員長及び副委員長それぞれ1名ずつ置く。
- 3 委員長は、委員が互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、そ の職務を代行する。

(会議)

- 第4条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見 を聞くことができる。

(解散)

第5条 会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画振興部政策企画局総合政策課において 処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この要綱は、令和4年10月13日から施行する。